

# お亡くなりになられたご親族様の 年金の手続きはお済みですか？

このたびは、ご親族様のご逝去を悼み謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、ご親族様がお亡くなりになられたときは、公的機関などにお手続きが必要です。

## お亡くなりになられたときのお手続きとご相談窓口

|      |   |       |
|------|---|-------|
| 年 金  | 未支給年金、遺族（基礎・厚生）年金請求書等の提出                    | 年金相談室 |
| 健康保険 | 埋葬料（費）支給申請書の提出<br>*国民健康保険・後期高齢者医療の葬祭料（費）を除く |       |
| 預 金  | 相続手続後の預金名義の変更手続き、払戻手続き                      | 本支店窓口 |

蒲郡信用金庫では、お亡くなりになられたお客様の大切な年金などについて、ご遺族様に代わってお手続きさせていただきます。

ご遺族様にご多忙の中、お手続きのために大切なお時間を割くのはたいへんなことと存じます。

特に、年金に関するお手続きはかなりの時間がかかることもございます。

蒲郡信用金庫では、お時間のかかる複雑な年金や健康保険のお手続きをご遺族様に代わってお手伝いいたします。

ご相談やお手続きは無料です。年金と健康保険に関するお手続きは、国家資格を持つ社会保険労務士がご対応いたします。どうぞお気軽にご相談ください。  
※誠に勝手ながら、当庫の預金口座をお持ちのご遺族様に限らせていただきます。



### 【お問い合わせ先】

蒲郡信用金庫  
業務推進部 年金相談室  
TEL 0533-69-5329

または、お近くのがましんへ

## (裏面) 【未支給年金・遺族年金のご請求手続きに必要な書類】

※ご遺族様からお聞き取りした後、以下の1～11のうち必要な書類をご案内いたします。

1. 印かん(認印でも可)
2. 基礎年金番号通知書・年金手帳・厚生年金被保険者証 (死亡された方・請求者)
3. 年金証書 (死亡された方・請求者)  
[厚生年金・国民年金・共済年金・恩給]
4. 受給権発生 令和 年 月 日以降に交付を受けた次のもの (各1通)
  - ア. 戸籍謄本・戸籍全部事項証明書 (死亡された方・請求者)
  - イ. 世帯全員の住民票 (請求者)  
(世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの)
  - ウ. 住民票の除票 (死亡された方)  
(世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの)
  - エ. 所得証明書または課税(非課税)証明書 (請求者・子)  
「令和 年度のもの」(令和 年1月～12月までの所得)  
市区町村の税務課で交付を受ける
5. 死亡診断書(死体検案書等、写しでも可) または、死亡届記載事項証明書 (死亡された方)
6. 預金通帳(請求者本人名義のもの)  
裁定請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要
7. 在学証明書または学生証のコピー (子)
8. 生計同一関係に関する申立書
9. 年金加入期間確認証明書 (各共済組合から発行されたもの)
10. 未支給年金・保険給付請求書 (死亡届)
11. その他
  - ・委任状 ・年金受給選択申出書 ・加算額加給年金額対象者不該当届
  - ・住民票コード (居住の市町村窓口に問合せ)
  - ・第三者行為事故状況届 ・交通事故証明書
  - ・医師の診断書 ・レントゲンフィルム ・身体障害者手帳等

※戸籍謄本や住民票は、年金のお手続き以外で使用することがありますので、ご希望のお客様にはご返却いたします。